

小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 3 8 号

小牧市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく公共下水道の区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という。）の賦課及び徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づく小牧市公共下水道事業計画の区域外の区域（本市の区域内に限る。）から排水区域（小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年小牧市条例第15号）第2条第1項に規定する排水区域をいう。次条において同じ。）に汚水を流入させることをいう。
- (2) 受益者 区域外流入の対象となる土地（以下「受益地」という。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利で、その存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のものを除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(分担金の額)

第3条 受益者が負担する分担金の額は、区域外流入をする排水区域が属する小牧市下水道事業受益者負担に関する条例第4条の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に、当該受益者が次条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する受益地のうち、同条の規定により告示された分担金の賦課の対象となる区域（以下「賦課対象区域」という。）内のものの地積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定)

第4条 小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年小牧市条例第18号）第4条第2項に規定する下水道事業の管理者の

権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、分担金を賦課しようとするときは、賦課対象区域を定め、これを告示しなければならない。

（分担金の賦課及び徴収）

第5条 管理者は、前条の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の分担金の額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、同項の分担金の額が100円未満であるときはこれを零とする。

3 管理者は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。

4 管理者は、分担金を一括して徴収するものとする。

（分担金の減免）

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(3) 事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(4) 前3号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

（負担金との調整）

第7条 第5条第3項の規定による通知をした後に当該通知に係る受益地が下水道法第2条第7号に規定する排水区域に含まれることとなったときは、小牧市下水道事業受益者負担に関する条例で定める当該受益地に係る負担金は、賦課しない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 2 小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。